

収入が大幅に減少した皆さまに  
授業料を減免します

## 京都府あんしん修学支援制度 (家計急変) のご案内

既に授業料の減免(高等学校等就学支援金)を受けられている・いないにかかわらず、新型コロナウイルスの影響が続く中、所得が減少し、授業料の納付が困難となった方は、あんしん修学支援制度の対象となり、授業料等の減免を受けることができます。

以下の要件に該当される方は、通学されている私立学校にお気軽にお問い合わせください。

### ●対象となる方

- 京都府在住で京都府内の私立学校(小学校、中学校、高等学校の京都府認可校)に通っている生徒の保護者
- 勤務する会社等を**会社都合**により解雇された又は会社等の経営状況の悪化によって収入が激減した方
- 自ら経営する会社等が破産・倒産若しくは経営状況の悪化によって収入が激減した場合

### ●申請の流れ

通われている私立学校に、授業料減免の手続きを行い、学校から減免決定を受ける必要があります。

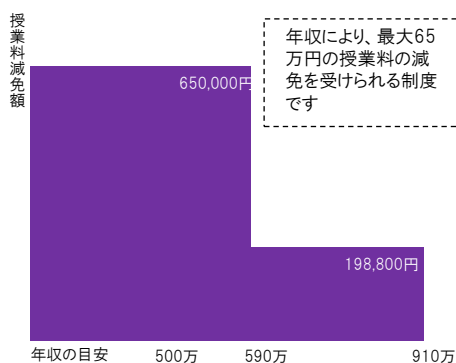
学校に備付けの申請書により、お通いの学校へ授業料減免の申請をお願いします。

### ●問い合わせ先

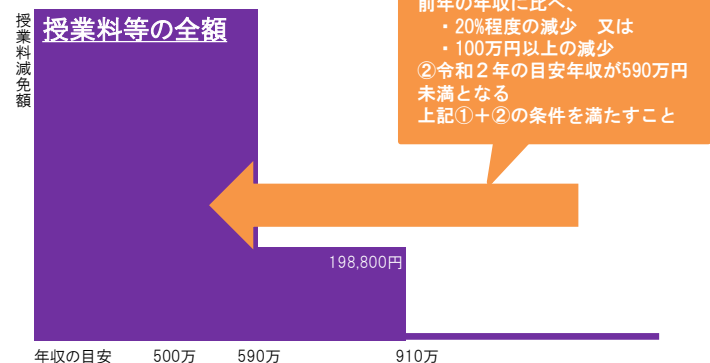
各私立学校

### ●対象となる方のイメージ図(私立高校の場合)

あんしん修学支援金の制度



あんしん修学支援金(家計急変)



#### 対象要件

- ①収入が急変した保護者及び当該保護者も含む保護者全員の年収が、前年の年収に比べ、
    - ・20%程度の減少 又は
    - ・100万円以上の減少
  - ②令和2年の目安年収が590万円未満となる
- 上記①+②の条件を満たすこと